

令和5年6月29日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 川崎県税事務所の整備事業について	1
2 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について	2

1 川崎県税事務所の整備事業について

設計及び工事をまとめて発注する「設計・施工一括発注方式」により、川崎県税事務所を新築する。

(1) 事業概要

川崎合同庁舎跡地に、延床面積約1,500㎡、地上3階建ての単独庁舎を整備する。

また、脱炭素化に向け、省エネ性能を高めた庁舎として整備するため、ZEBや公用車の電動化に対応可能な充電設備を導入する。

なお、本事業は、設計・施工一括発注方式により発注するため、具体的な施設の規模等は、今後決定する落札事業者の提案内容による。

(2) 取組状況

令和5年3月に入札を公告し、6月に入札参加者2者より技術提案書等が提出された。

ア 予算

1,054,000千円（令和5年度～6年度）

イ 事業者の選定方式

総合評価方式

(3) 今後の予定

令和5年 8月	仮契約締結
令和5年 9月	第3回定例会に契約に関する議案提出
令和5年 10月	本契約締結
令和7年 3月	工事完成
令和7年度	供用開始

2 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改正（案）について

(1) 改正の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の県民サービスの向上と管理経費の節減等を目的に導入しており、県は指定管理者候補の選定にあたり、選定基準を定めて評価を行っている。

選定基準のうち、団体の業務遂行能力を評価するための項目の一つとして「事故・不祥事への対応、個人情報保護」を設け、過去3年間の重大な事故の事実と事故等があった場合の対応及び再発防止策を確認してきた。

今後、指定管理者としての適格性をより適切に評価し、より透明性の高いプロセスとするため、「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）を改正する。

また、指定管理者の公募にあたり、県公報による公告の義務付けを見直すため、指針を改正する。

(2) 改正の内容

ア 行政処分の扱い及び評価対象の明確化

(ア) 申請者が、過去3年間に、団体が行う業務に関し、法令違反により行政処分を受けた場合は、社会的影響の大小にかかわらず報告を求め、外部評価委員会による評価を受けることを明確化する。

(イ) 行政処分の処分内容だけでなく、当該事案に係る事後対応や再発防止策も評価の対象となることを明確化する。

イ 県公報による公告義務付けの見直し

県公報による公告の義務付けを見直し、インターネットの利用その他の方法により公告を行う。

(3) 今後の予定

令和5年7月 「指定管理者制度の運用に関する指針」改正

※ 改正指針は、令和5年8月1日から適用する。

改正案

現行

I～II (略)

I～II (略)

III 指定にあたっての基本事項

III 指定にあたっての基本事項

1 標準的なスケジュール

1 標準的なスケジュール

指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合の標準的なスケジュールは次のとおりとする。

指定管理者制度を新規導入する場合、あるいは引き続き指定管理者制度による管理運営を継続する場合の標準的なスケジュールは次のとおりとする。

新規導入する場合は「新規導入の方針決定」から、継続する場合は「継続の方針決定」から手続を始める。

新規導入する場合は「新規導入の方針決定」から、継続する場合は「継続の方針決定」から手続を始める。

時期	手続	内容	県議会への手続	県内部の手続	
指定期間開始の前々年度	～5月	新規導入の方針決定 行政改革推進本部において指定管理者制度新規導入の方針を決定		○	
	6月	新規導入の方針の県議会報告 制度新規導入の方針を所管常任委員会へ報告	○		
	～8月	継続の方針決定 行政改革推進本部幹事会（非公募とする施設は行政改革推進本部）において継続の可否及び募集条件案を決定		○	
	9月	募集予定施設等の県議会報告 施設の名称、管理運営状況の総括結果、募集条件案（公募・非公募、募集単位、指定期間、利用料金制の導入）、選定基準の考え方、外部評価委員会委員等を所管常任委員会へ報告	○		
	～11月	選定基準の決定 小項目、評価の視点及び配点等の選定基準の内容を決定（外部評価委員会から意見を聴取）		○	
	11月～12月	選定基準の県議会報告 選定基準を所管常任委員会へ報告		○	
		施設設置条例制定・改正案の提案 新規導入等に伴う施設設置条例制定・改正案を提案（規則の制定・改正を行う場合は、必要に応じてパブリックコメントを実施）		○	
	1月	募集（申請）要項の決定 募集（申請）開始までに募集（申請）要項の内容を決定（注1）			○
		募集（申請）開始 募集（申請）を開始 募集（申請）要項を公表			○
	～2月	現地説明会の開催 募集施設における現地説明会を開催			○
募集の公告、広報 インターネットの利用その他の方法による公告 県のみ等による広報				○	
3月	募集（申請）締切り			○	

時期	手続	内容	県議会への手続	県内部の手続	
指定期間開始の前々年度	～5月	新規導入の方針決定 行政改革推進本部において指定管理者制度新規導入の方針を決定		○	
	6月	新規導入の方針の県議会報告 制度新規導入の方針を所管常任委員会へ報告	○		
	～8月	継続の方針決定 行政改革推進本部幹事会（非公募とする施設は行政改革推進本部）において継続の可否及び募集条件案を決定		○	
	9月	募集予定施設等の県議会報告 施設の名称、管理運営状況の総括結果、募集条件案（公募・非公募、募集単位、指定期間、利用料金制の導入）、選定基準の考え方、外部評価委員会委員等を所管常任委員会へ報告	○		
	～11月	選定基準の決定 小項目、評価の視点及び配点等の選定基準の内容を決定（外部評価委員会から意見を聴取）		○	
	11月～12月	選定基準の県議会報告 選定基準を所管常任委員会へ報告		○	
		施設設置条例制定・改正案の提案 新規導入等に伴う施設設置条例制定・改正案を提案（規則の制定・改正を行う場合は、必要に応じてパブリックコメントを実施）		○	
	1月	募集（申請）要項の決定 募集（申請）開始までに募集（申請）要項の内容を決定（注1）			○
		募集（申請）開始 募集（申請）を開始 募集（申請）要項を公表			○
	～2月	現地説明会の開催 募集施設における現地説明会を開催			○
募集の公告、広報 県公報による公告 県のみ等による広報				○	
3月	募集（申請）締切り			○	

(略)

(略)

2～3 (略)

2～3 (略)

IV 指定管理者候補の募集

IV 指定管理者候補の募集

1 募集条件等の検討

1 募集条件等の検討

(1)～(4) (略)

(1)～(4) (略)

(5) 選定基準

(5) 選定基準

ア (略)

ア (略)

イ 中項目、小項目

イ 中項目、小項目

中項目は各施設共通とする。

中項目は各施設共通とする。

小項目ごとの評価の視点、指定管理業務を行うにあたって求める水準及び各項目の配点は、各施設の特性に応じ、選定にあたって重視する視点を反映して作成する。

小項目ごとの評価の視点、指定管理業務を行うにあたって求める水準及び各項目の配点は、各施設の特性に応じ、選定にあたって重視する視点を反映して作成する。

■ 中項目の設定内容

■ 中項目の設定内容

評価項目		
大項目（共通）	中項目（共通）	小項目
I サービスの向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設の特性に応じ、県が選定にあたって重視する視点を反映して作成
	(2) 施設の維持管理	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	
	(4) 事故防止等安全管理	
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	
II 管理経費の節減等	(6) 節減努力等	
III 団体の業務遂行能力	(7) 人的な能力、執行体制	
	(8) 財政的な能力	
	(9) コンプライアンス、社会貢献	
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	
	(11) これまでの実績	

評価項目		
大項目（共通）	中項目（共通）	小項目
I サービスの向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設の特性に応じ、県が選定にあたって重視する視点を反映して作成
	(2) 施設の維持管理	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	
	(4) 事故防止等安全管理	
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	
II 管理経費の節減等	(6) 節減努力等	
III 団体の業務遂行能力	(7) 人的な能力、執行体制	
	(8) 財政的な能力	
	(9) コンプライアンス、社会貢献	
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	
	(11) これまでの実績	

改 正 案	現 行
<p><u>V 指定管理者候補の選定</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定管理者候補を選定できない場合の対応 指定管理者候補を選定できない場合は、施設の管理運営に支障を及ぼさないよう速やかに再募集を行う。</p> <p>(1) 再募集のスケジュール 原則として募集条件は変更せず、次のようなスケジュールで募集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理由発生後、速やかに募集期間を設定し、募集要項を作成する。 ○ 記者発表及びインターネットの利用その他の方法による公告を行い、同時に募集を開始する。 ○ 最短でも1か月半程度の期間を設定し、募集する。 ○ 募集締切り後、外部評価委員会による評価を行う。 ○ 幹事会・行政改革推進本部において指定管理者候補を選定・確認する。 ○ 当初予定より1会期後の県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出する。 <p>(2) (略)</p> <p><u>VI～VIII (略)</u></p>	<p><u>V 指定管理者候補の選定</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定管理者候補を選定できない場合の対応 指定管理者候補を選定できない場合は、施設の管理運営に支障を及ぼさないよう速やかに再募集を行う。</p> <p>(1) 再募集のスケジュール 原則として募集条件は変更せず、次のようなスケジュールで募集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理由発生後、速やかに募集期間を設定し、募集要項を作成する。 ○ 記者発表及び県公報による公告を行い、同時に募集を開始する。 ○ 最短でも1か月半程度の期間を設定し、募集する。 ○ 募集締切り後、外部評価委員会による評価を行う。 ○ 幹事会・行政改革推進本部において指定管理者候補を選定・確認する。 ○ 当初予定より1会期後の県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出する。 <p>(2) (略)</p> <p><u>VI～VIII (略)</u></p>